

平成28年7月29日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局は、「平成28年度行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施することとしています。

今回、平成28年8月から実施する下記テーマの計画について公表します。

- **感染症対策に関する行政評価・監視－国際的に脅威となる感染症への対応を中心として－**
感染症が発生した際の迅速・的確な対応を確保する観点から、検疫所における水際対策の実施状況や感染症のまん延防止対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- **小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査**
小型家電リサイクルの効果的な実施を図る観点から、市町村における小型家電リサイクル制度への参加状況や取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- **申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－**
国民の申請負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等の提出が必要とされる手続における提出書類の取扱状況の実態を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施

(連絡先)

<感染症対策に関する行政評価・監視>

総務省行政評価局評価監視官（厚生労働等担当）

担当：因幡

電話（直通）：03-5253-5453、FAX：03-5253-5457

<小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査>

総務省行政評価局評価監視官（農林水産、環境、防衛担当）

担当：小森

電話（直通）：03-5253-5439、FAX：03-5253-5443

<申請手続等の見直しに関する調査>

総務省行政評価局評価監視官（内閣、総務、規制改革等担当）

担当：田中（英）

電話（直通）：03-5253-5442、FAX：03-5253-5436

<行政評価局調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担当：柏尾

電話（直通）：03-5253-5407、FAX：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

感染症対策に関する行政評価・監視

— 国際的に脅威となる感染症への対応を中心として —

調査の背景

- 近年、海外において中東呼吸器症候群(MERS)、エボラ出血熱等の国民生活、経済活動等に重大な影響を与えるおそれがある感染症が流行
- グローバリゼーションの進展等により、今後も様々な新興・再興感染症が国際社会全体に拡大するおそれあり

- 国は、国内に常在しない感染症の病原体の国内侵入を防止する水際対策や感染症指定医療機関の整備等によるまん延防止対策を実施
- しかし、患者搬送を行うための体制・機材の確保や関係機関の連携が不十分な状況がみられるほか、患者の診療体制が不十分との指摘あり

- 感染症が発生した際の迅速・的確な対応を確保する観点から、検疫所における水際対策の実施状況や感染症のまん延防止対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 検疫所における水際対策の実施状況

- 検疫業務の実施状況、検疫感染症措置マニュアルの作成状況、検疫感染症患者の発生を想定した訓練の実施状況、検疫感染症患者の搬送手段及び搬送先の確保状況等

2 感染症のまん延防止対策の実施状況

- 感染症指定医療機関の診療体制の整備状況、保健所等による発症者等の搬送手段の確保状況、関係機関における感染症対応訓練の実施状況等

主要調査対象

調査対象機関

厚生労働省、総務省、国土交通省、防衛省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

平成28年8月～29年7月(予定)

小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査

調査の背景

- 使用済みとなった携帯電話端末等の小型家電は、相当部分が一般廃棄物として市町村により処分され、有用金属の一部が埋立処分
- 使用済小型家電の再資源化を促進するため、平成25年4月に、市町村が実情に合わせて自発的に回収方法等を工夫して参加する「小型家電リサイクル法」が施行

- 平成27年4月現在、全市町村（1,741市町村。特別区を含む。）のうち、小型家電リサイクル法に基づく取組を実施しているのは1,073市町村（約62%）。他方、経費負担増等の理由から不参加又は参加未定としているのは436市町村（約25%）
- 政府の平成27年度回収目標14万トン/年に対し、26年度の実績は約5万トン（対目標約36%）

- 小型家電リサイクルの効果的な実施を図る観点から、市町村における小型家電リサイクル制度への参加状況や取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 市町村における小型家電リサイクル制度への参加状況等

- 市町村における参加時の検討状況等

2 市町村における小型家電リサイクルの取組状況等

- 市町村における回収量増加や効率的な回収に向けた取組状況等

3 使用済小型家電の処理状況

- 国による認定事業者の指導状況、個人情報保護対策等の実施状況等

主要調査対象

調査対象機関

環境省、経済産業省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、認定事業者

調査実施期間

平成28年8月～29年7月（予定）

申請手続等の見直しに関する調査

－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－

調査の背景

- 国家資格取得時、相続時の手続における戸籍謄本等の提出は関係法令等で規定
- 戸籍謄本等の提出については、①本籍記載の住民票の写しの提出でも可とされているものがある、②提出した原本が還付される場合とそうでない場合があるなど、手続によって取扱いが区々

- 国家資格取得時等の手続において提出が必要とされる戸籍謄本等を住民票の写しに代えてほしいとの要望あり
- 相続時の手続においては、戸籍謄本等の原本の提出が必要であることが多く、行政相談委員をはじめ原本を還付してほしいとの要望あり

- 国民の申請負担の軽減を図る観点から、戸籍謄本等の提出が必要とされる手続における提出書類の取扱状況の実態を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 申請手続等における戸籍謄本等の提出状況等

- 申請手続等における戸籍謄本等の提出状況、代替可能性等

2 相続時の手続における戸籍謄本等の提出書類の原本還付の状況

- 戸籍謄本等の原本還付を実施している手続の原本還付の状況
- 戸籍謄本等の原本還付を実施していない手続における還付することの隘路等

主要調査対象

調査対象機関

全府省

関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、関係団体等

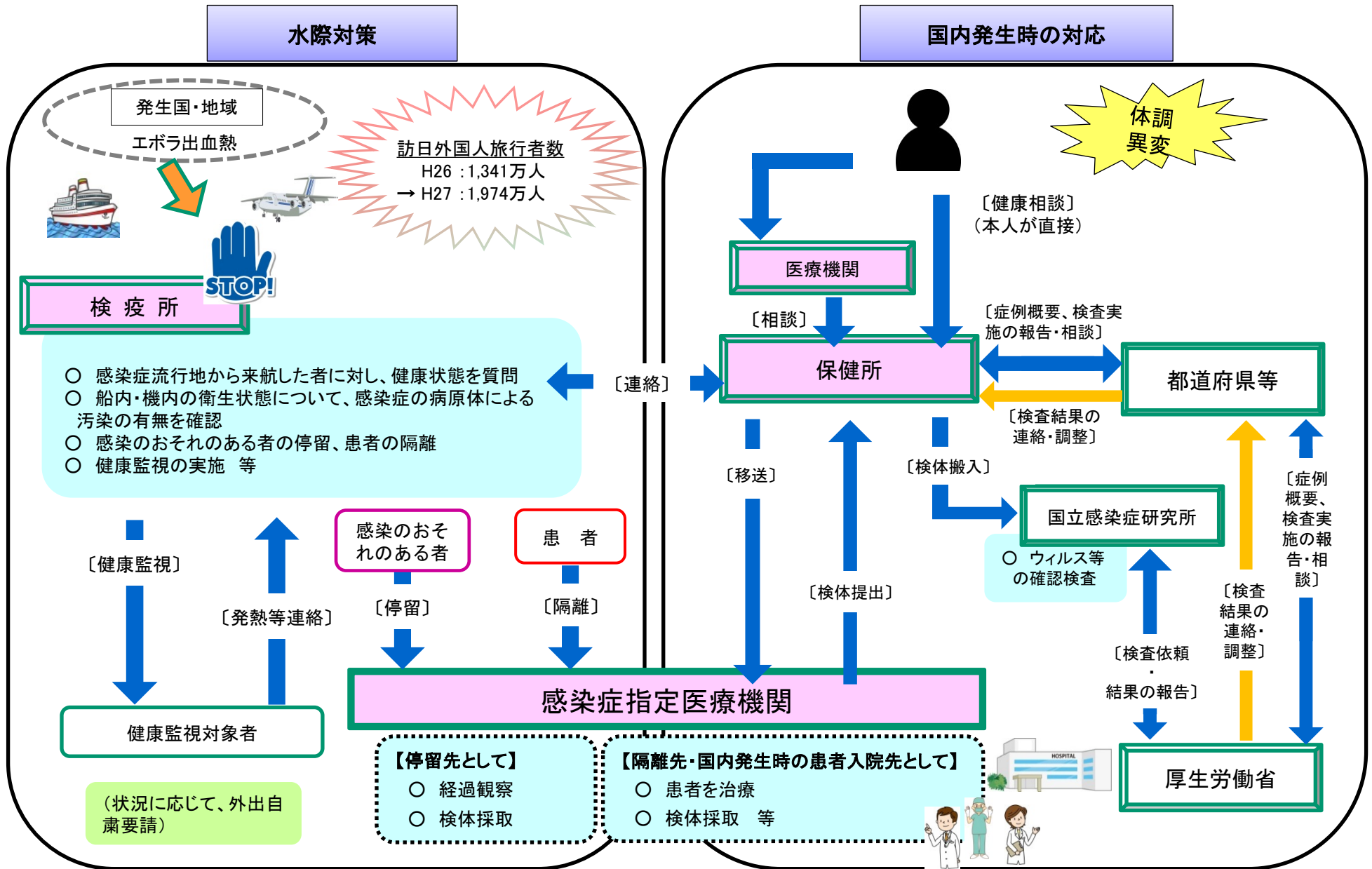
調査実施期間

平成28年8月～29年3月(予定)

参 考 資 料

- 1 感染症対策に関する行政評価・監視－国際的に脅威となる感染症への対応を中心として－・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

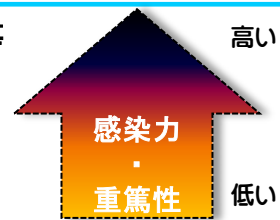
○ 検疫法及び感染症法に基づく措置（エボラ出血熱の場合）



(注) 厚生労働省の資料に基づき、総務省行政評価局が作成した。

感染症の類型

- ・ 1類(7疾患) : エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 等
- ・ 2類(7疾患) : MERS、鳥インフルエンザ 等
- ・ 3類(5疾患) : コレラ、細菌性赤痢 等
- ・ 4類(44疾患) : ジカウイルス感染症、デング熱 等
- ・ 5類(48疾患) : 風しん、麻しん 等



- ・ **新型インフルエンザ等感染症**(2疾患) : 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
- ・ **指定感染症** : 既知の感染症で、1~3類感染症と同等の措置を講じなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ
- ・ **新感染症** : ヒトからヒトに伝染する未知の感染症で、重篤かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ

(注) 指定感染症及び新感染症について、現時点で該当するものはない。

感染症指定医療機関とは

○ 感染症の患者の医療を担当するものとして、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関

- ・ **特定**… 厚生労働大臣が指定。全国に数か所
新感染症、1類・2類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者に対応
- ・ **第1種**… 都道府県知事が指定。原則として都道府県ごとに1か所
1類・2類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者に対応
- ・ **第2種**… 都道府県知事が指定。原則として各二次医療圏ごとに1か所
2類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者に対応

【感染症指定医療機関の配置状況】

種類	病院数	病床数	所在都道府県数
特定	4	10	4 (千葉県、東京都、愛知県、大阪府)
第1種	49	91	43 (宮城県、秋田県、石川県及び香川県を除く都道府県)
第2種	340	1,701	47 (全都道府県)

- (注) 1 第1種感染症指定医療機関は、感染症法に基づき、原則として都道府県ごとに1か所設置することとされているが、平成28年4月14日現在4県で未指定
2 第2種感染症指定医療機関の指定状況は、平成27年4月1日現在

【指定のための基準】

施設設備

- 第1種: 個室、前室あり、陰圧制御可能、シャワー・トイレ設置、面積15㎡以上、集中治療室あり 等
- 第2種: 原則個室、シャワー・トイレ設置、面積基準なし 等



診療体制

- ・ 内科・小児科・外科を有し、常勤医師あり (第1種)
- ・ 感染症の医療経験のある医師あり (第1・2種)
- ・ 重症の救急患者に対する医療可 (第1・2種)
- ・ 院内感染対策委員会の設置 (第1・2種)

(注) 特定感染症指定医療機関は、第1種感染症指定医療機関と同等以上の施設設備が求められている。

○ 市町村の小型家電リサイクル制度への参加状況

(単位：市町村)

		実施中	実施に向けて調整中	未定だが、どちらかというを実施方針	未定だが、どちらかというを実施しない方針	実施しない	合計
平成27年4月時点 (有効回答1,741)	市町村数	1,073	232	316		120	1,741
	全市町村に占める割合	61.6%	13.3%	18.1%		6.9%	100%
	人口ベースでの割合	79.8%	10.3%	7.5%		2.6%	100%
平成26年4月時点 (有効回答1,741)	市町村数	754	277	342	211	157	1,741
	全市町村に占める割合	43.3%	15.9%	19.6%	12.1%	9.0%	100%
	人口ベースでの割合	64.8%	14.0%	14.3%	3.9%	3.0%	100%
平成25年4月時点 (有効回答1,742)	市町村数	341	294	670	331	106	1,742
	全市町村に占める割合	19.6%	16.9%	38.5%	19.0%	6.1%	100%
	人口ベースでの割合	26.1%	28.2%	35.3%	8.1%	2.3%	100%

○ 使用済小型家電の当初想定した回収量と回収実績の推移

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	当初想定	実績	当初想定	実績	当初想定	実績
回収量	約 13,000トン (約 100g/人)	約 23,971トン (約 189g/人)	約 52,000トン (約 410g/人)	約 50,491トン (約 398g/人)	約 140,000トン (約 1,100g/人)	-

- (注) 1 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ(第1回)、中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会(第14回)合同会合(環境省・経済産業省、平成27年12月開催)議事次第・資料に基づき、当省が作成した。
- 2 割合は、四捨五入しているため、100%にならない場合がある。

申請負担軽減対策(平成9年2月10日閣議決定)(抜粋)

1 申請・届出の簡素化

イ 申請書等の記載事項等の簡素化

- (1) 申請書等の記載事項は、審査基準からみて、必要不可欠なものに限る。
- (2) 添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠なものに限る。

戸籍謄本等の提出が必要な手続の例

- 国家資格
⇒ 行政書士、税理士、医師、看護師など
- 事業の許可、届出等
⇒ 倉庫業の営業の登録、自動車運転代行業の認定など
- その他
⇒ 美術品の登録申請、猟銃の所持の許可の申請など

相続時に戸籍謄本等の提出が必要な手続の例

- 不動産の所有権移転登記
- 相続税の申告手続
- 自動車の名義変更・廃車手続
- 労災保険(死亡の遺族(補償)年金、一時金)の受取手続
- 事業の継承手続(飲食店業、理容業、クリーニング業等)

(参考)

戸籍

- 根拠法
戸籍法(昭和22年法律第224号)
- 記載事項
本籍、氏名、出生の年月日、戸籍に入った原因及び年月日、実父母の氏名及び実父母との続柄 など
- 交付手数料
450円程度(各市区町村の手数料条例)
- 本籍地の市区町村長が戸籍謄本等を交付

住民票(住民基本台帳)

- 根拠法
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)
- 記載事項
氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主の氏名及び世帯主との続柄、戸籍の表示(本籍)、住民となった年月日、個人番号 など
- 交付手数料
300円程度(各市区町村の手数料条例)
- 住民登録をしている市区町村長が住民票の写しを交付

記載の一致を図るため、本籍地と住所地の市区町村が相互に連携
(記載事項に変更があった場合には相互に通知)